



山根 洋平 (チャレンジ調布)

在宅避難の普及と市民への防災情報の提供方法について



問 都の地域防災計画が改定され、新たに在宅避難やマンション防災の考え方が示された。これらを市の地域防災計画の中にもどのように位置づけるのか。

市長 在宅避難者への支援物資の配給体制や情報提供体制確立のほか、停電が発生し、断水やトイレが使用できなくなった際の対応など、マンション特有の防災対策として位置づける予定。

問 在宅避難をする市民の状況把握のため、オンラインの方法による避難者名簿の提出ができるようになるか。

危管部長 今後、インターネットを利用した避難者情報の把握

について推進。

問 在宅避難者や市民への防災情報の提供方法として、東京都防災アプリの活用が有効と考える。防災情報を早く正確に市民に届け、適切な避難行動を促す意味でも有効である。アプリの活用についての考えは。

危管部長 市内の防災情報に限らず、都内の避難所や気象情報などの有用な防災情報を得られることから、出前講座や市HPで周知している。そのほか、6年度の総合防災訓練・防災フェアでPRブースの展示を予定。今後も周知に取り組む。

問 アプリなどデジタル機器を

用いない方への防災情報の提供の取組も重要。デジタルデバイス対策としてのDXの推進についての考えは。

危管部長 デジタル情報を収集することが困難な方に対しては、避難所開設状況などを電話で確認できる防災ダイヤルを整備しており、今後も情報伝達手段の多重化を念頭に運用。

◆このほか、市の公共施設の機能集約について質問しました。



東京都防災アプリチラシ



青山 誠 (チャレンジ調布)

調布市内の図書館に電子図書を導入することについて



問 現在、市立図書館において、図書館資料一冊ずつにICチップを貼り付け、資料を管理するICタグシステムを導入する準備を行っているか。

問 市内の図書館におけるICタグについて市の考え方は。

教育長 6年2月に策定した図書館施設整備に向けた基本的な考え方において、ICTを活用したサービスの提供を掲げ、利便性の向上とプライバシーの保護を図るICタグシステムの導入を位置づけ取組を進めている。引き続き、ICT活用を推進し、市民の利便性向上へ取り組む。

問 市内の図書館におけるIC

Tについて、これまでの取組は、図書館資料一冊ずつにICチップを貼り付け、資料を管理するICタグシステムを導入する準備を行っているか。

教育部長 蔵書管理について、電算システム導入、市内全館オンライン化等を実施。ICチップで蔵書を管理するICタグシステムは、現在導入準備をしており、7年2月の稼働を予定。

問 電子図書館については、学校現場で1人1台タブレット端末が配付されていることとの相性の良さも指摘される中、電子図書を実際に導入する自治体が増加してノウハウが溜まってきている。更に、電子書籍のタイトルも充実してきており、非常に参入の好機であると考えられる。市においても、電子図書を



調布市立図書館ホームページ

積極的に導入するべきであると考え、図書館における電子図書導入について、市の認識を問う。

教育部長 電子図書は図書館に来館することなく貸出し等ができる利便性の高い面や保管スペースが不要といったメリットがある。今後、電子図書を提供する出版社サービスやシステム導入の動向及び他自治体の動向を注視していく。



佐藤 亮彦 (自民・維新の会)

調布駅周辺の迷惑行為への対策とフェーズフリーについて



問 調布駅周辺の迷惑行為への対策について①自転車の路上駐輪と、駅前広場での押し歩きの現状は②路上喫煙の現状は③強引な客引き・勧誘行為などの実態の認識は。

副市長 迷惑行為対策一本化はコスト削減効果等見込まれる一方、体制の整備や市民理解の促進に時間を要する等課題を想定。先進市の事例参考に市の実情に合った迷惑行為対策を調査研究。調布駅周辺のフェーズフリーについて、調布駅前広場と調布都市計画道路3・4・28号品川道天神前線はフェーズフリーの観点から見て有用な構造になっている。①調布駅前広場の防

災上の総合的な役割は②品川道天神前線のフェーズフリーの観点からの平時と非常時の役割は。

危管部長 ①交通結節点の機能有し、首都直下地震の想定では駅前広場に多くの帰宅困難者が流入すると認識。今後、蓄電式ソーラー街路灯等設置を予定し、災害時にも使用可能な施設を整備。

都整部長 ②平常時は歩行者の安全性確保や交通円滑化、非常時は延焼遮断帯等で防災性向上を問う。



フェーズフリーの観点で優れている調布駅前広場



沼田 亮 (自民・維新の会)

領土問題にまつわる教育と困難を抱える子ども・若者支援について



問 領土問題にまつわる教育について、正しい教育により、諸外国の間違った要求に対し、毅然とした態度で対応できる人材育成が必要と考える。領土問題教育の現状と今後の見解は。

教育部長 小・中学校の学習指導要領で、小学校の社会科、中学校の地理・歴史・公民に、北方領土、竹島、尖閣諸島を明記。引き続き生徒の発達段階に応じ、領土に関する教育を適切に行う。

問 家庭環境が悪く困難を抱える子ども・若者に対し、居場所の確保は行政の重要な役割。市の子ども・若者支援の現状は。

市長 調布市子ども・若者総合

支援事業(こあで、相談、居場所、学習支援事業実施。調布市子ども・若者支援地域ネットワークを設置、各機関連携し支援。調布市子ども・若者支援地域ネットワークの中核機関であるこあでの支援環境を充実させるため、市の現状認識と今後の体制強化について見解は。

子生部長 相談件数は増加傾向。6年度から相談員2人増員。今後も相談数の増加が見込まれることから、体制の充実を検討。

問 切れ目ない支援を行う仕組みづくりと、支援機関を利用してもらおうための幅広い周知活動が重要。市の見解を問う。



子ども・若者の居場所

請願・陳情を提出するには

請願・陳情とは

市政に関する要望などを市議会に提出する手段として、請願・陳情があります。市民をはじめ、どなたでも提出できます。

請願は、憲法などにより保障された権利で、提出には1人以上の議員の紹介が必要です。

陳情は、法令に定められていませんが、調布市議会では原則請願と同様に扱います。議員の紹介は不要です。

ただし、誹謗中傷や係属中の裁判事件に属するものなどは審査になじまないものとして、委員会で審査されない場合があります。この場合、その写しまたは要約を関係議員に送付します。議長が必要と認めるときは、市関係部局に写しを送付します。

提出方法

件名・議員の署名または記名押印(請願の場合)・趣旨・提出年月日・提出者の住所・署名または記名押印・宛名(調布市議会議長)

〈添付書類など〉
道路など場所に関するものには、簡単な図面を添えてください。署名簿がある場合は、合わせて提出してください。

〈受付〉

議会事務局で、月曜日(祝日)から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時まで受け付けています。

本会議開会日5日前(土・日曜日、祝日を除く)の正午までに提出されたものを、その定例会の会期中に審議します。詳細は市HPをご覧ください。



市HP「請願・陳情」の二次元コード